

## 私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令について（概要）

### 【改正の趣旨】

#### （１）特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し

「デジタル原則に照らした規則の一括見直しプラン」（令和４年６月デジタル臨時行政調査会）に基づき、特定の記録媒体の使用を定める規定がデジタル化の妨げとなる状況を一掃し、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、特定の記録媒体を指定する法令等について、令和５年中に必要な改正を実施することとされ、私立学校教職員共済法施行規則（昭和２８年文部省令第２８号）についても、同様の対応を行う。

#### （２）年金受給権者の氏名変更への対応

年金受給権者の利便性の向上を図るため、厚生年金保険法施行規則（昭和２９年厚生省令第３７号）と同様に、日本私立学校振興・共済事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報を受けられるときは、年金受給権者は氏名変更の届出を省略することができるよう改正を行う。それに伴い、氏名変更届を省略した年金受給権者についても、新たな年金証書の交付を受けられる機会を提供するとともに、遺族共済年金等の受給権者が婚姻等により失権となった場合に必要となる氏名変更の理由届の提出義務に関する条文を設ける。

### 【施行期日等】

公布日 令和５年１２月２８日

施行日 令和６年１月１日